

## ユニット型個室 サービス利用料金表

(1)介護保険の給付対象となるサービス(日額) 1単位=10.83円(地域区分:3級地)

	要支援1	要支援2
基準単位	529単位	656単位
連続60日を超え利用された場合	503単位	623単位

【加算】 基準を満たした体制により算定する加算 全利用者対象の体制加算は網掛けで示しています。

	加算項目	内容	単位数
1	夜勤職員配置加算Ⅱ	国が定める数の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす配置がされている場合	18単位/日
2	夜勤職員配置加算Ⅳ	国が定める数の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす配置がされている場合	20単位/日
3	看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置している場合	4単位/日
4	看護体制加算Ⅱ	基準を上回る看護師の配置がされている場合	8単位/日
5	看取り連携体制加算	24時間看護職員と連絡が取れる体制、看取り対応指針を定め説明・同意を得ている	64単位/日 死亡日及び死亡日以前30日以下
6	機能訓練指導員配置加算	機能訓練の職務に従事する看護師等の配置がある場合	12単位/日
7	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	入居者の状況、専門職員の配置、会議など伝達・技術的指導の体制が整っている場合	3単位/日
8	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし、専門職員の配置及び研修計画を作成し実施した場合	4単位/日
9	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(Ⅱ)を満たし、見守り機器等を複数導入、介護助手等の活用し取組の成果が確認されている。	100単位/月
10	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	①委員会開催、②見守り機器等を1つ以上導入 ③業務改善の効果を示すデータ提供	10単位/月
11	サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護福祉士が80%以上もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置されている場合	22単位/日
12	サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士が60%以上配置されている場合	18単位/日
13	サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護福祉士が50%以上配置されている場合	6単位/日
14	介護職員等处遇改善加算Ⅰ□	基準に適合している施設が、入所者に対しサービスを行った場合	176/1000 総単位数に対し

○必要に応じて算定する加算

	加算項目	内容	単位数
15	送迎加算	送迎を行った場合(片道につき)	184単位/回
16	個別機能訓練加算	機能訓練指導員を配置し、個別の機能訓練計画を作成の上で機能訓練を行った場合	56単位/日
17	認知症行動・心理症状 緊急対応加算	医師により認知症の行動・心理症状が認められ、緊急の入所が必要と判断した場合(7日が限度)	200単位/日
18	若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めている場合	120単位/日
19	在宅中重度受入加算	訪問看護事業所に健康上の管理をさせた場合 ①看護体制加算Ⅰを算定している場合 ②看護体制加算Ⅱを算定している場合 ③看護体制加算Ⅰ・Ⅱいずれも算定している場合 ④看護体制加算を算定していない場合	①421単位/日 ②417単位/日 ③417単位/日 ④425単位/日
20	緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画書において計画的に行う事になっていない者が緊急で利用した場合	90単位/日 (7日ないし14日が上限)
21	長期利用者に対してサービスを提供する場合	連続して30日を超えて利用された場合 (31日目～60日目まで)	-30単位/日
22	医療連携加算	国が定める基準の状態の利用者を受け入れた場合	58単位/日
23	療養食加算	医師の指示のもと食事を提供した場合	8単位/回

※今後職員配置もしくはサービス提供体制の変更により、加算は変更される場合があります。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

【食費】1日のうちで召し上がった食数分の食費を負担していただきます。

	1食召し上がった場合	2食召し上がった場合	3食召し上がった場合
単価	1食目 830円	2食目 510円	3食目 460円
合計額	830円	1,340円	1,800円

【居住費・食費】〔日額〕

利用者負担段階			居住費	食費
第1段階	世帯 全員が 市民税 非課税	老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	880円	300円
第2段階		預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円 年金収入等が80万円以下	880円	600円
第3段階①		預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円 年金収入等が80万円～120万円	1,370円	1,000円
第3段階②		預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円 年金収入等が120万円超	1,370円	1,300円
第4段階	上記以外の方		2,066円	1,800円

※年金収入等…公的年金等収入金額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額

【サービス基本料金 早見表】〔基本日額：食事を3食召し上がった場合〕

基本料金=(基準単位+加算)×地域区分(10.83)+滞在費+食費

	要支援1	要支援2
第1段階	1,877円	1,877円
第2段階	2,177円	2,177円
第3段階①	3,067円	3,067円
第3段階②	3,367円	3,367円
第4段階	4,563円	4,563円
2割負担	5,259円	5,259円
3割負担	5,955円	5,955円

☆単位から料金を算出する計算方法〔例：要支援2の場合〕※1割負担の場合

1.  $[A(656+18)+(A \times 176/1000)] \times 10.83$ 円(地域区分:3級地)

↓

$[A(674 \text{単位})+119 \text{単位}] \times 10.83$ 円 = B 8,588円(円未満切捨て)

2. B 8,588円  $\times$  0.9(介護保険給付の9割) = C 7,729円(円未満切捨て)

3. B 8,588(介護保険利用金額) - C 7,729円(介護保険給付額) = **859円**

※上記計算式中のAには、全利用者対象の体制加算(10.12.14)表の網掛け部分を含み、個別に必要な加算単位、滞在費及び食費は含まれておりません。

※生産性向上推進体制加算は月ごとの算定のため、サービス基本料金(日額)には含まれておりません。